

宮城県公報

宮 城 県
 (総務部私学文書課) 区
 宮城縣仙台市青葉1号
 本町三丁目8番1号
 電話 022(211)2267
 (毎週火、金曜日発行)

目次

○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	一
○南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例	(自然保護課)	二
○平成十二年宮城県告示第千二百九十七号(南三陸金華山国定公園の特別公園内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の廃止	(同)	三
○指定管理者の管理業務の一部停止	(同)	三
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(廃棄物対策課)	三
○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請	(同)	四
○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	四
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	七
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	八
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(同)	八
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	八
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)	(農林水産経営支援課)	八
○認証食品の認証(三件)	(食産業振興課)	八
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	九
○保安林の指定	(森林整備課)	一〇
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	一〇
○建築士事務所登録の取消し	(同)	一〇

ページ

公 告

告 示

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (原子力安全対策課) 一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (新産業振興課) 一一
- 開発行為に関する工事の完了(三件) (建築宅地課) 一二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁高校教育課) 一三
- 教育委員会
- 教育委員会定例会の開催 一三

○宮城県告示第七号

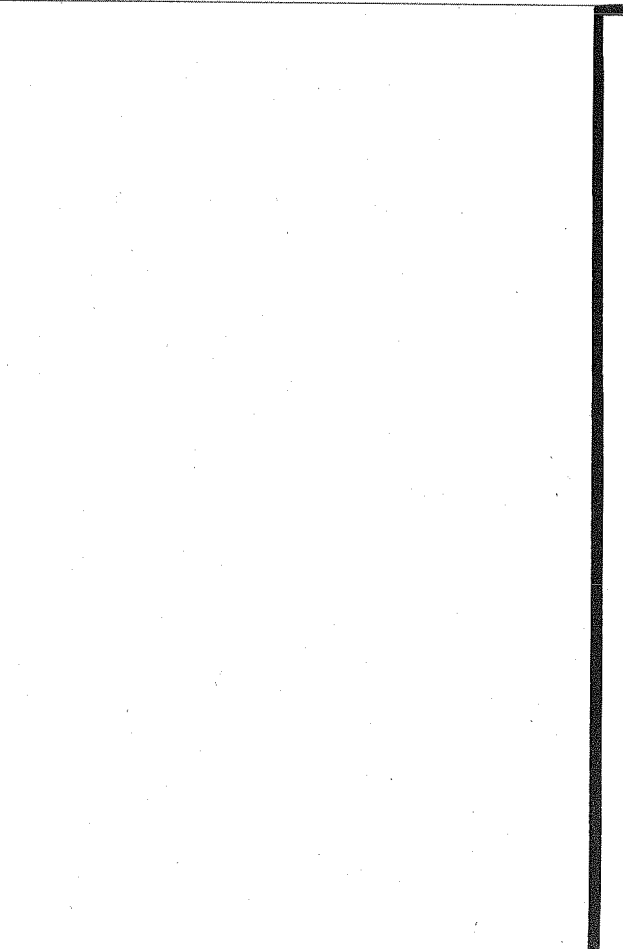
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

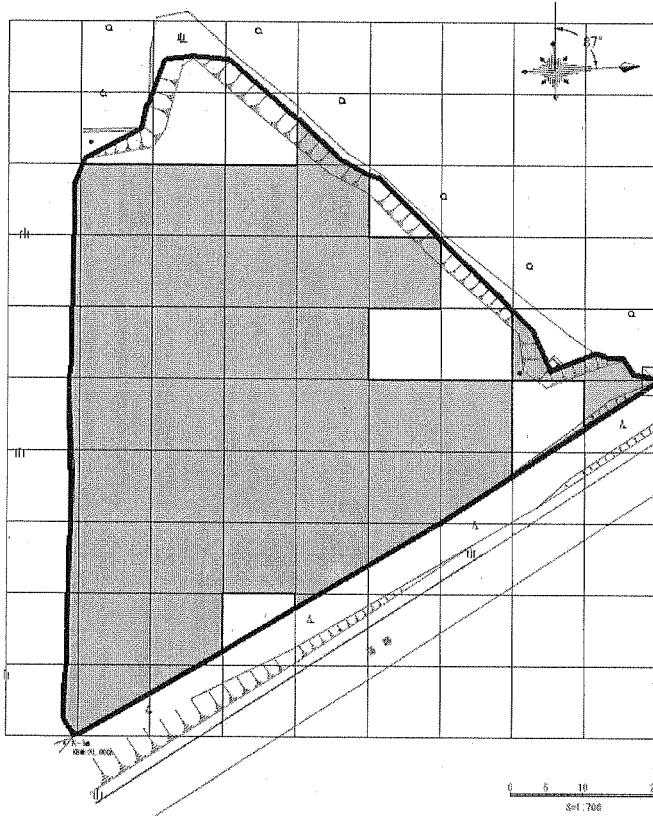
平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

大崎市三本木伊場野字亀石沢二十三番三の一部とし、次の図のとおりとする。





凡 例
 ■ 形質変更時要届出区域
 — 調査対象地境界

<起 点>
 起点は、対象地の北端とする。

<格子の回転角度> 87°
 格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
 砒素及びその化合物

○宮城県告示第八号

自然公園法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例を次のように定める。

なお、地域を表示した図面は、宮城県庁（環境生活部自然保護課）、宮城県東部地方振興事務所、宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所及び宮城県気仙沼地方振興事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 清崎山地区（石巻市十八成浜字清崎山一の二番地の一部の地域）

当該地区において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第二十三項に規定する行為については、同項第四号の規定は、適用しない。

二 名足地区（南三陸町歌津字北の沢の一部の地域）

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項本文に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号並びに同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	読み替え前	読み替え後
第十一条第四項第二号	二階建	四階建
第十一条第四項第四号	十メートル	十五メートル
第十一条第四項第五号	千平方メートル	百六十平方メートル
第十一条第四項第六号	二百五十平方メートル	百平方メートル
第三種特別地域の中欄	二十パーセント	四十パーセント